

災害（地震・風水害等）による被災者に係る申告・納付等の期限の延長等について
（法人県民税・事業税等）

栃木県

災害による被害を受けた方で、期限までに法人二税の申告や納税が困難な状況にあるときは、納税者の申請に基づき、「申告・納付等の期限の延長」が認められる場合があります。また、別途申請により「納税の猶予」を受けられる場合もありますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

※ 各法人が個別申請をしなければ延滞金や加算金が発生してしまう場合がありますので、お手数ですが、必ず申請していただきますようお願いいたします。

1 申告・納期限の延長手続きについて（次のどちらかによる延長申請ができます。）

	栃木県県税条例第 13 条第 2 項による期限の延長	地方税法第 53 条、第 72 条の 25 第 2 項ほか（第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む）による期限の延長
選択できる法人	すべての法人	栃木県に主たる事務所等がある法人（※2）
提出書類	別紙様式第 1 号 罹災証明書（※1）	省令 13 号様式
提出期限	災害がやんでから速やかに	事業年度終了の日から 45 日以内
延長できる期間	災害がやんだ日から 2 か月以内	法人の指定した日まで（国税の取扱いに準じてください）
適用	すべての申告・申請・届出	確定申告

※1 写し可。ただし原本確認が必要となります。

※2 栃木県以外に主たる事務所等がある法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、栃木県への申請は不要です。

また、別途申請により「納税の猶予」を受けられる場合もありますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

2 お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3022
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6202
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2136
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3414
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2173
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4172
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1458